

令和4年第11回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第11号)

招 集 年 月 日	令和4年11月21日		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和4年11月21日 9時30分	議長 佐藤 潤
	閉会	令和4年11月21日 10時10分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	△
議事録署名委員	9番	小笠原 敏子	
	1番	宮本 千春	

議長	<p>総会を開会させていただきます。</p> <p>本日は会長が欠席のため会長職務代理者の私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員は9名です。</p> <p>出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。</p> <p>これより令和4年第11回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に9番委員と1番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第70号から議案76号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第70号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[黒塗り]、お名前が[黒塗り]さん、耕作面積が3,116㎡です。譲受人の住所は[黒塗り]、お名前が[黒塗り]さん、耕作面積が0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計字香草、地番が1014番、1035番、1038番、1044番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で3,116㎡です。申請理由は譲渡人は譲渡人は後継者がおらず高齢により耕作困難のため譲り渡す。譲受人は空き家バンクに付随する農地のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番委員が欠席のため代わって事案説明をします。議案書が1ページ、地図は2ページから4ページをご覧ください。また、議案70号と左側に記載した現地写真も合わせてご覧ください。</p> <p>11月17日現地確認の上、申請者の代理人の[黒塗り]さんに聞き取り調査を行いました。現在、譲受人の[黒塗り]さんは[黒塗り]町に住んで木工工芸を行っておられます。今回、本町の空き家バンク通じて住居とあわせて付随する農地を取得し</p>

	<p>耕作するため申請されたものです。木工工芸は引き続き行われるとのこと。また、現在の現住所でも家庭菜園程度の畑作はされており、農機具も最小限の装備はされているということです。</p> <p>取得される農地は、空き家バンク制度に伴う許可の下限面積以上であり周辺の農地利用にも影響がないこと、第3条第2項各号には該当しないことから許可相当と考えます。審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第70号について、審議に入ります。議案第70号について質疑はありませんか。</p>
6番委員	<p>以前は個の譲受人の方は耕作をされたことがあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>さきほどもご説明したとおり、家庭菜園程度の畑作はされているという風に聞いております。</p>
8番委員	<p>すみません、私初めてでよくわからないんですけど、筆界未定地があるじゃないですか。筆界未定地でも売買できたりするんですか。</p>
事務局	<p>筆界未定地についてですが、今回の対象地については同じ所有者の土地が2筆入っております。この境目が設定されていないため筆界未定地となっているところです。所有者が違わないということもあって今回の売買については特段支障にはなりません。所有者がたとえ違った場合でも何割部分といった形でもう一人の所有者と同意が取れば売買についてはすることができます。以上です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第70号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第70号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第71号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積が226㎡です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計字香</p>

	<p>草、地番が1071番8、地目が畑、面積が合計226㎡です。申請理由は譲渡人は遠方で耕作困難のため譲り渡す。譲受人は空き家バンクに付随する農地のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書は5ページ、地図は6ページ7ページをご覧ください。また先ほどの議案書と同様に現地写真を別途お配りしておりますのでそちらも合わせてご確認ください。</p>
	<p>11月17日現地確認の上、申請者の代理人の■■■さんに聞き取り調査を行いました。現在、譲受人の■■■さんは■■■に親子3人で住んでおられ、近くの加計ショッピングセンター、フレスタに勤務されています。現在住んでおられる住宅は家主さんが変わられるなどしたため、これを機に空き家バンクを通じて当該農地を取得されるものです。農地については家庭菜園として活用される計画です。取得される農地は、空き家バンク制度に伴う許可の下限面積である100㎡以上であり周辺の農地利用にも影響がないこと、第3条第2項各号には該当しないことから許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第71号について、審議に入ります。議案第71号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第71号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第71号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第72号について4番委員は当事者なので退室をお願いします。</p> <p>(4番委員退室)</p>
議長	<p>事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積が2,524㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が栗栖 芳秋さん、耕作面積は5,430㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字上殿字今西、地番が1528番1、1529番、字沖西2341番1、地目が田、面積が合計1,296㎡です。申請理由は譲渡人は後継者がおらず遠方で耕作困難のため譲り渡す。譲受人は以前から耕作しており規模拡大のため譲り受ける。となっております。</p>

	<p>ます。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>担当委員である 4 番委員が当事者であるため事務局が説明をさせていただきます。議案書 8 ページからご覧ください。現地の写真は資料 1 の 1 ページからご覧ください。</p> <p>11 月 11 日の現地確認した結果に基づき事案説明いたします。申請地は、役場本庁から東へ約 5km 進んだ上殿地区にあります。こちらは栗栖芳秋さんが、譲渡人の■■■■さんより譲り受けるものです。申請地は以前から芳秋さんがご自身の田に隣接しているため、合わせて耕作をされておりました。今回、■■■■さんがすべての農地を手放したいとのことで、申請地を売買する流れとなりました。また、芳秋さんが所有する農地は下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくをお願いします</p>
議長	<p>それでは、議案第 72 号について、審議に入ります。議案第 72 号について質疑はありませんか。</p>
7 番委員	<p>今説明ですべての農地を手放したいとあったんですけども、ほかの農地について、地番や所在について分かれば教えてください。</p>
事務局	<p>すみません、地番については確認をしなければわからないのですが、詳細を確認したところ、別の方に他の田一枚を売買する予定、残りの一枚については空き家バンクに家を登録するためそれに付随させるということで来月議案に挙げる予定となっております。以上です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 72 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 72 号は申請のとおり承認決定いたしました。4 番委員の入室を認めます。</p> <p>(4 番委員入室)</p>
議長	<p>それでは議案第 73 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします</p>

事務局	<p>ます。</p> <p>こちらの対象地はひろしま活力農業制度を活用している中筒賀の■■■さんの圃場となります。図面を資料2、4ページに付けております。木下商会横となっております。</p> <p>令和3年10月1日から地権者と安芸太田町が賃貸借契約をし、1年目に農地の整備をしました。令和4年12月1日からは■■■さんが本格的に耕作を開始するため、農地中間管理機構をとおして地権者と■■■さんが10年間賃貸借契約を結ぶため今回農地法第18条第6項の規定による通知書が提出されました。資料2の6ページをご覧ください。こちらは■■■さん、■■■さん、■■■さん、■■■さん、■■■さん、そして■■■さんの5名の地権者と安芸太田町が令和3年9月1日付、農用地利用集積計画書にて賃貸借権を設定していたものを、合意解約するものです。6ページから15ページまでがそれぞれの合意解約による通知書と合意解約書の写しとなっております。16ページから23ページまでに昨年賃貸借契約をした時の利用計画の写しを添付しております。通知書の4番に記載のとおり、農地法第18条第1項第2号に該当する土地引渡し前6か月以内の合意解約であるため、農業委員会の許可は不要となります。しかし、この規定に基づく解約等を行った場合には、農地法第18条第6項の規定により、解約した旨を農業委員会に通知しなければならないこととなっているため、通知書が提出されております。</p> <p>以上です。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第73号について、審議に入ります。議案第73号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第73号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第73号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第74号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第74号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料3、24ページをご覧ください。先ほど議案第73号と対象農地は同じです。安芸太田町と契約をしていた地権者が農地中間管理機構と令和4年12月1日から令和14年11月30日まで賃貸借権を設定するための利用集積計画です。今年度から様式が変更になり、利用配分計画、■■■さんへの権利設定が一括方式となっております。以上です。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>それでは、議案第 74 号について、審議に入ります。議案第 74 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 74 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 74 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 75 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 75 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町空き家バンク登録物件に附属する農地の登録解除届出書が 3 件出ております。資料 4、58 ページからをご覧ください。</p> <p>1 件目は■■■■さんによります登録解除届出書になります。解除する農地は記載のとおりです。図面は次のページをご覧ください。こちらは坪野地区大歳神社裏手側に位置しております■■■■さん宅周辺の農地です。■■■■さんの知り合いに家を譲ることになり、空き家バンクを取り下げられました。</p> <p>2 件目は■■■■さんによります登録解除届出書になります。解除する農地は 62 ページ記載のとおりです。図面は次のページをご覧ください。こちらは香草地地区に位置しております■■■■さん宅周辺の農地です。議案第 70 号で可決されたとおり、空き家バンクを通じて新たな買い手が見つかり登録を取り下げられました。</p> <p>3 件目は■■■■さんによります登録解除届出書になります。解除する農地は 66 ページ記載のとおりです。図面は次のページをご覧ください。こちらも香草地地区に位置しております。■■■■さん宅裏の農地です。議案第 71 号で可決されたとおり、空き家バンクを通じて新たな買い手が見つかり登録を取り下げられました。</p> <p>公告の内容としましては資料の 69、70 ページに削除と記載し、変更案として作成しております。以上で、説明を終わらせていただきます。変更案について審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 75 号について、審議に入ります。議案第 75 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 75 号について申請のとおり承認の委</p>

	<p>員の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 75 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 76 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 76 号の説明をさせていただきます。この案件は安芸太田町長より安芸太田農業振興地域整備計画の変更について意見をもとめられております。</p> <p>内容については資料 72 ページからの資料 5 をご覧ください。社会情勢の変動、自然社会経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められるものについて農用地区域からの除外を行うものとなっております。農業振興地域の整備に関する法律施行令第 3 条および同施行規則第 3 条の 2 の規定により関係機関の農協、森林組合、及び農業委員会より意見を聴取するものです。</p> <p>農業振興地域からの除外についての要件は 2 点です。まず 1 点目に当該農振農用地を転用する具体的な計画及び必要性があり、他に代替地がないと認められること。2 点目に周辺営農に支障を及ぼすおそれがないと認められるということ。という要件が満たされているか審議をお願いします。</p> <p>資料の 75 ページ及び 76 ページをお開きください。今回の 10 月申出期間では 5 件の申出書を受理しております。左列の 1 番ですが、中筒賀井仁地区での宅地への一部転用です。資料でいえば 86 から 89 ページになります。現況畑なんです、そこを一部転用して宅地にするという計画です。</p> <p>位置番号 2 番の土居地区での産業廃棄物処理工場用地、これについては資料の 90 ページから 93 ページになります。現況は田で合計面積は 1,057 m²です。なお、今回の農用地と一体利用される計画の 90 ページの資料の北側隣接地大字土居字砂田 2019-1、2020、2021 については令和 2 年 11 月 25 日開催の令和 2 年第 11 回安芸太田町農業委員会総会におきまして変更は妥当と決議はされており、その後計画の変更により、さらに隣接地を取り込む計画となり、今回申出書が提出されております。</p> <p>位置番号 3 についてですが、96 ページから 97 ページが資料となっております。こちらも現況は田で、合計面積は 948 m²です。</p> <p>位置番号 4 についてですが、同じく位置番号 2 番 3 番の隣接地で資料 98 ページから 101 ページが該当の農地となっております。こちらも現況は田で、合計面積 1,118 m²となっております。</p> <p>位置番号 5 番、川手地区の養殖池ですが、資料の 102 ページから 105 ページになっております。こちらは現況はですね、当初ホンモロコの養殖をしている、田を転用せずにですね、そのままホンモロコを養殖されていたようですが、現在アマゴの養殖池に転用がしてあります。事後申し出となっております。合計面積が 768 m²です。以上 5 件の合計面積は 3,949 m²となっております。以上で説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 76 号について、審議に入ります。議案第 76 号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 76 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 76 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 2 点させていただきます。</p> <p>1 点目は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 3 件出ております。資料 6、107 ページをご覧ください。1 件目は■■■■の■■■■さん、2 件目は■■■■の■■■■さん、3 件目は■■■■の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2 点目は令和 4 年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会の開催についてです。12 月 19 日に開催となっております。参加を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。参加を希望される場合は 12 月 9 日までに事務局までご連絡ください。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>次にその他に入ります。報告事項等ありますか。</p>
事務局	<p>資料はないんですが、紹介をさせていただきます。ひろしま活力農業に安芸太田町は取り組んでおまして、沖さんはじめ現在 8 名の活力生の方に就農いただいておりますが、津都見の■■■■さん、平成 30 年度のひろしま活力生なんです。今月 11 月 30 日をもってですね、葉物野菜の栽培から撤退をされるということで先月お聞きしました。こちら補助事業でですね、いろいろとハウスを入れたり、整備をしたりしております。ハウスからは撤退するというので、このハウスについても補助金が当然入っておりますので今後の利活用していかないといけないということで今後継者とといいますか、次の入られる方を今探している状態です。今の現状でいえば近隣の活力生の方へ声をかけている段階で、もしその話がまとまれば引き続き隣接する活力生の方に営農いただくと、どちらにしてもリース料等ですね、負担が発生するんでそういった問題を整理しないといけないということになっております。もし近隣の活力生が難しいということになれば、広島市の方へ新規の活力生の追加募集をですね、</p>

議長	<p>依頼をしないとイケないという流れになります。もし活力生の新規募集ということになれば、広島市でまた来年の4月から1年間の基礎研修を受けてですね、津都見の方へ入られるという流れになります。できれば町としてもですね、今の活力生の方に入っただけであれば一番ありがたいかなと思って今進めております。どちらにしても関係の県とJA等とですね、関係機関と連携して支障がないように取り組みを進めさせていただきますのでご了承いただければと思います。以上です。</p> <p>質疑ありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。これで、令和4年第11回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:10)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議長</p> <p>9番委員</p> <p>1番委員</p>